

# 令和2年度 千代田町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和2年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表いたします。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況(令和2年4月1日付) (単位:人)

区分	課長昇任	課長補佐昇任	係長昇任	新規採用
人数	2	2	4	4

(2) 職員の離職状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日) (単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
退職者数	1	0	2	0	0	1	4

(3) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	令和元年度	令和2年度			
一般行政	議会	2	2	0	
	総務	22	23	1	育児休業取得による総務課付職員の増
	税務	10	10	0	
	民生	37	36	△1	福祉業務の見直しによる減
	衛生	8	7	△1	課の統合による課長職の減
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	6	1	農地管理業務の拡充による増
	商工	2	2	0	
	土木	7	8	1	企業誘致推進に伴う開発関係業務の増
小計	93	94	1		
教育	12	11	△1	社会教育業務の見直しによる減	
公営企業等会計	水道	0	0	0	
	下水	2	2	0	
	その他	6	6	0	
合計	113	113	0		

## 2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和元年度普通会計決算)

歳出額 A	人件費 B	人件費比率 (B/A)
千円	千円	%
4,678,661	826,215	17.7

(2) 給与費の状況(令和元年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
105	348,683	54,672	135,368	538,723	5,131

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	38.5歳	294,400円
技能労務職	—	—
教育職	—	—

(4) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在) (単位:円)

区分	千代田町	群馬県	国	
一般行政職	大学卒(上級)	182,200	187,200	182,200
	高校卒	150,600	153,900	150,600

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況(令和2年度)

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

#### (2) 年次有給休暇(令和2年)

平均取得日数	取得率
6.7	17.3%

#### (3) 特別休暇

種類	期間	対象
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	
裁判員等として裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間	
骨髄等の提供者となる場合	必要と認められる期間	
ボランティア活動に参加する場合	5日以内	
結婚する場合	連続する5日以内	
産前の場合	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	
産後の場合	産後8週間まで	
保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内(やむを得ない場合は連続取得可)	生後1年に達しない子
妻が出産する場合	2日以内	
育児参加をする場合	5日以内	産後8週間以内の子又は小学校就学前の子
子の看護をする場合	5日以内	小学校就学前の子
親族が死亡した場合	配偶者・父母 7日、子5日、祖父母3日等	
父母を追悼する場合	1日以内	
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月の期間内における原則として連続する3日以内(週休日及び休日を除く。)	
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内	
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間	
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	

#### (4) 育児短時間勤務の状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
育児短時間勤務	0	0	0

#### (5) 介護休暇の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
介護休暇	0	0	0

#### (6) 病気休暇の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
病気休暇	3	2	5

### 4 職員の休業の状況

#### (1) 育児休業の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
育児休業	0	4	4

#### (2) 育児部分休業の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
育児部分休業	1	1	2

(3)自己啓発等休業の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
自己啓発等休業	-	-	-

※制度なし

(4)配偶者同行休業の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
配偶者同行休業	-	-	-

※制度なし

(5)大学院就学休業の取得状況(令和2年度)(単位:人)

	男	女	計
大学院就学休業	-	-	-

※制度なし

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(令和2年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0

(2)懲戒処分者数(令和2年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0

## 6 職員のサービスの状況

(1)営利企業等の従事の状況(令和2年度)

申請件数	承認件数
7	7

※内容はいずれも消防団活動によるものです

(2)職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

地方公務員法第35条において、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、職務専念義務を免除することができますとされています。本町では、職務に専念する義務の特例に関する条例において、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合(各種検診)、③町長が特に定める場合と定めています。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員の研修の状況(令和2年度)

研修名	修了者(人)	備考
新規採用職員研修	4	群馬県町村会
課長研修	1	群馬県自治研修センター
係長研修	3	群馬県自治研修センター
町村一般職員研修	3	群馬県自治研修センター
事業スクラップ研修	1	群馬県自治研修センター
複式簿記入門研修	2	群馬県自治研修センター
クレーム対応研修	1	群馬県自治研修センター
問題解決力研修	1	群馬県自治研修センター
法制執務研修	1	群馬県自治研修センター
財務諸表の見方研修	2	群馬県自治研修センター
会議運営力研修	1	群馬県自治研修センター
情報発信力向上研修	2	群馬県自治研修センター
人事評価実務研修	2	群馬県町村会

新採用職員研修	4	町単独実施(4/7)
情報セキュリティ研修	131	リモート(8/4～9/18)
避難所運営ゲーム研修	23	町単独実施(8/19)
個人情報保護研修	136	リモート(11/1～12/18)
法制執務研修	12	町単独実施(2/5)

(2) 人事評価の実施状況

① 評価期間

評価の方法	評価期間
能力評価	4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで

② 評価者、最終決定者等

区分	評定者	1次評価者	1次評価確認者	2次評価者	2次評価確認者
本庁(教育委員会部局以外)	一般職・係長・課局長補佐	課局長		副町長	連絡調整会議
	課局長	副町長			連絡調整会議
出先施設(教育委員会部局以外)	一般職・係長・課局長補佐	施設長	課局長	副町長	連絡調整会議
	施設長	課局長		副町長	連絡調整会議
本庁(教育委員会部局)	一般職・係長・局長補佐	局長		教育長	連絡調整会議
	局長	教育長			連絡調整会議
出先施設(教育委員会部局)	一般職・係長・局長補佐	施設長	局長	教育長	連絡調整会議
	施設長	局長		教育長	連絡調整会議

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況(令和2年度)

種別	受診者(人)
定期健康診断	75
胸部レントゲン検査	74
ストレスチェック	108
人間ドック	58

(2) 労働災害補償の状況(令和2年度)

区分	件数
公務災害	2件
通勤災害	0件
計	2件

(3) その他福利厚生(令和2年度)

人間ドック助成、職員親睦会への補助

職員親睦会への町補助金の状況

項目	金額等
①職員親睦会に対する補助金額	300千円
②会員による掛金等の額	741千円
③公費負担率 ①/(①+②)	28.8%
④会員1人当たりの補助金額 ①/会員数(139人)	2,158円

(4)利益保護の状況(令和2年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置要求の状況	0件
不利益処分に関する措置の要求の状況	0件
職員からの苦情相談の状況	0件